

◎新潟県告示第368号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 長岡市今朝白二丁目、今朝白三丁目、福住一丁目及び福住二丁目の全域並びに今朝白一丁目及び台町二丁目の一部